

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月19日
【会社名】	霞ヶ関キャピタル株式会社
【英訳名】	Kasumigaseki Capital Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河本 幸士郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-5510-7651
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 廣瀬 一成
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-5510-7651
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 廣瀬 一成
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2022年12月2日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」および「新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が2022年12月19日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

第7回新株予約権

(2) 発行数

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

第8回新株予約権

(2) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

第9回新株予約権

(2) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

第10回新株予約権

(2) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

3【訂正内容】

訂正箇所は_を付して表示しております。

2 報告内容

第7回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

1,300個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

1,300個

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

<後略>

(訂正後)

当社普通株式130,000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

<後略>

第8回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

200個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

192個

(4)発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

97,766,400円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

<後略>

(訂正後)

当社普通株式19,200株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

<後略>

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

<後略>

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、5,092円とする。

<後略>

(11)新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役 1名 200個(20,000株)

(訂正後)

当社取締役 1名 192個(19,200株)

第9回新株予約権

(2)発行数

(訂正前)

400個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

400個

(4)発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

203,680,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

<後略>

(訂正後)

当社普通株式40,000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

<後略>

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

<後略>

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、5,092円とする。

<後略>

第10回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

300個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

300個

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

152,760,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

<後略>

(訂正後)

当社普通株式30,000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

<後略>

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

<後略>

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、5,092円とする。

<後略>

以上